

令和5年12月27日開催

教育委員会会議録

福知山市教育委員会

- 1 開会の日時 令和5年12月27日(水)
午後1時30分
- 2 閉会の日時 令和5年12月27日(水)
午後2時05分
- 3 招集の場所 市民交流プラザふくちやま 3階 市民交流スペース
- 4 出席委員の氏名 廣田康男
塩見佳扶子
和田大顕
加藤由美
織田信夫

5 福知山市教育委員会会議規則第4条により列席したもの

教育部長	垣谷敏数
教育委員会事務局理事	足立高広
教育総務課長	西躰一欽
次長兼学校教育課長	八瀬正雄
学校教育課担当課長兼教育総務課	八坂嘉展
学校教育課総括指導主事	中川清人
学校給食センター所長	村瀬勝子
生涯学習課長兼中央公民館長	岸見貴志
中央公民館管理担当次長	荻野幹雄
図書館長	山路智子
福祉保健部子ども政策室担当次長	足立正信

6 福知山市教育委員会会議規則第15条による会議録作成者

教育総務課長	西躰一欽
--------	------

7 議事及び議題

別添のとおり

8 質問討議の概要

別紙会議録のとおり

9 決議事項

なし

福知山市教育委員会会議規則第15条により署名する者

福知山市教育委員会 教育長

福知山市教育委員会 委 員

福知山市教育委員会 委 員

福知山市教育委員会 委 員

福知山市教育委員会 委 員

教育委員会会議録調製者 教育部長

教育委員会会議録

1 開会

廣田教育長が開会を宣告。

廣田教育長 傍聴人から傍聴の申請があります。
許可をしてもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

廣田教育長 許可をさせていただきます。

2 前回会議録の承認

廣田教育長 前回の会議録については、異議ありませんでしょうか。

全委員 異議なし。

廣田教育長 それでは、異議がなければ承認をお願いします。
あとで会議録に署名をお願いしたいと思います。

3 教育長報告の要旨

廣田教育長から以下の報告がありました。

(1) インフルエンザ様疾患による学級閉鎖の状況

学級閉鎖（11月21日～計15学年・学級）

【インフルエンザ】

○遷 喬小学校1年1組	11/21(火)～11/22(水)	解除
○惇 明小学校5年	11/21(火)給食後～11/23(木)	解除
○修 齊小学校1年1組	11/27(月)給食後～11/29(水)	解除
○遷 喬小学校3年1組	11/27(月)給食後～11/28(火)	解除
○六人部中学校3年1組	11/27(月)11時～11/29(水)	解除
○惇 明小学校2年3組	11/27(月)給食後～11/29(水)	解除
○大 江小学校3年	12/4(月)給食後～12/7(木)	解除
○夜久野小学校2年	12/4(月)給食後～12/7(木)	解除
○成 仁小学校2年2組	12/12(火)～12/14(木)	解除
○六人部中学校2年2組	12/12(火)2校時～12/14(木)	解除
○大 江小学校2年	12/12(火)給食後～12/14(木)	解除
○大 江小学校5年	12/12(火)給食後～12/14(木)	解除
○惇 明小学校6年2組	12/12(火)給食後～12/14(木)	解除
○六人部小学校5年1組	12/18(月)給食後～12/20(水)	解除
○惇 明小学校5年1組	12/19(火)給食後～12/21(木)	解除

それでは、教育長報告を行います。

2学期終業式は、小中学校ともすでに22日に行い、現在は冬季休業に入っております。

3学期の始業式は1月9日となっております。

2学期大流行しましたインフルエンザは12月になっても衰えず、前回の会議以降、学年・学級閉鎖の数は15となっております。2学期はインフルエンザでの対応が殆どでした

が、新型コロナウイルスでの対応を含めると、学年・学級閉鎖の数は50となっており、大変な数になりました。秋は学校行事が多くなる時期でもありますので、学校は大変苦労したことと思います。

最近、新型コロナウイルスの感染がまた増えかけているとの情報もあり、引き続き心配な状況が続くこととなります。

(2) 令和5年 市議会第5回定例会一般質問 (12/12~12/14)

12月12日(火)

小瀧真里 議員①

【質問事項】

不登校児童生徒対応にかかる連携と相談窓口について

【質問の要旨】

①けやき広場、S I R Oらぼの現在の利用状況について

(答弁)

- ・けやき広場では、令和5年11月末現在、24人の児童生徒が入級している。
- ・利用する児童生徒数は、日によって異なるが、午前中が5人から6人、午後が2人から3人利用している。
- ・基本的には、午前10時から12時は、学習時間と集団活動の時間を設定し、活動している。午後は、集団活動が苦手で、個別に対応が必要な児童生徒が利用している。
- ・また、S I R Oらぼでは、令和5年11月末現在、16人の児童生徒が利用している。
- ・利用人数は、S I R Oらぼも日によって異なるが、現時点では個別対応しており、午前中が1人から2人、午後が1人から3人が利用している。
- ・活動時間は、午前10時から午後5時までの間で、1人あたり1時間から2時間程度の利用が多いのが現状である。
- ・活動内容としては、ボードゲームやトランプなどの遊びやクッキング、自主学習など、子どもたちが興味を示す学びや体験を一緒に行っている。

【2回目以降】

【質問の要旨】

①けやき広場、S I R Oらぼは、どのような手順で利用できるのか

(答弁)

- ・けやき広場では、学校や教育相談室、子ども政策室に利用の相談があった場合に、学校と連携をとりながら入級を薦めている。
- ・その際、教育相談室で保護者や児童生徒と面談をし、見学・体験を行い、入級の希望があれば、校長が教育委員会に入級願を申請した後利用している。
- ・S I R Oらぼでは、利用について特に手続きは必要なく、子ども政策室に設置している子育て総合相談窓口での相談対応時や、教育委員会と子ども政策室が連携する「多様な学び推進連携チーム」が関わる中で、児童生徒や保護者等にS I R Oらぼの利用案内を行っており、希望があれば見学を経て利用につながっている。

【質問の要旨】

②けやき広場、S I R Oらぼ、その他民間施設や地域との連携は

(答弁)

- ・けやき広場やS I R Oらぼが進める多様な学びに関しては、民間施設や地域との連携を重視している。
- ・例えば、子ども政策室の職員が、子どもの自宅近くにある児童館など地域の公的施設を利用して学習支援を行うなど、子どもに合った多様な学びの場づくりを進めてきたところである。
- ・また、先日S I R Oらぼにて実施した「多様な学び カフェ・トークセッション」

を契機として、民間団体とのつながりを開始したところである。

・このように、地域社会において、多様な学びを支えていただくことが、子どもたちの社会的自立につながるものと考えます。

・このため、子どもに関わる関係機関や民間団体が、子どもたちの現状や課題について気軽に情報交換し、それぞれの強みを生かしながら対応策を模索し、連携を図るための地域ネットワークづくりを進めていく。

【質問の要旨】

③不登校児童生徒にかかる相談窓口の体制や保護者への対応について方向性は

(答弁)

・本市における不登校児童生徒や保護者の相談窓口は、教育委員会の教育相談室に加え、子ども政策室の子育て総合相談窓口においても不登校の相談を受けている。

・これらの窓口では、それぞれの家庭の事情を考慮しながら課題に対応している。

・このように、児童生徒や保護者などにとってより身近な相談窓口を設置することで、相談しやすい体制づくりを進めている。

・各相談窓口で受けた相談は「多様な学び推進連携チーム」で情報共有して相互連携を図っており、総合的・多面的に対応策を検討している。

・これらの相談体制に関する広報・周知をさらに強化し、相談窓口の情報を市民に分かりやすく提供していく。

・また、相談対応においては、子どもへの対応に悩まれる保護者の思いにしっかり寄り添うとともに、保護者同士が交流し支えあえる機会づくりも進めていきたい。

・さらに、子ども自身の声をしっかり受け止め、それぞれの多様な学びの場において、子どもの思いに寄り添い、子どもたちの社会的自立につなげていきたいと考えている。

小瀧真里 議員②

【質問事項】

学校の働き方改革について

【質問の要旨】

①教職員の時間外勤務について、コロナ禍の期間を除く令和元年度と令和4年度を比較し、月80時間を超える時間外勤務をした教職員数と全体での割合及びその傾向をお聞きしたい。

(答弁)

・令和元年度に、月80時間を超える時間外勤務をした教職員の年間延べ人数と割合は、小学校が452人で12.7%、中学校は445人で16.6%となっている。

・令和4年度は、小学校が95人で2.8%、中学校は75人で3.1%となっている。

・令和4年度については、新型コロナウイルス感染症の影響による制限が残る中ではあったが、教職員の働き方に対する意識の変化や、ノー部活動デーの実施、早退勤デーの徹底に加え、学校行事の運営や会議及び研修の見直しなどにより、時間外勤務が減少する傾向にあった。

【2回目以降】

【質問の要旨】

①学校に配置しているスクールサポーター等、補助的職員の業務内容と配置状況はどうか。

(答弁)

・様々な課題を有し、特別な支援を要する児童生徒を支援するスクールサポーターは、市内の小中学校21校に44人配置している。

・また、不登校への対応として、不登校傾向にある児童の登校時の訪問支援等を行う

こどもよりそい支援員を7校に1人ずつ、別室での支援を行う心の居場所サポーターを19校に20人配置している。

- ・今年度からは、学校内の別室での支援を充実させた多様な学びと居場所につながるアナザークラスを小学校1校、中学校2校、合計3校に設置した。
- ・このうち小中学校各1校には教員を1人ずつ配置し、加えて市の支援員を中学校に各1人、府の支援員を小学校に1人配置して支援とサポートを進めている。
- ・このほか、学校図書館の環境整備や図書の情報提供等を行う学校司書を7人配置し、兼務により全小中学校で子どもの読書活動の支援を行っている。
- ・更に、教職員の業務を補佐する教員業務支援員を全小中学校に計24人を配置している。

【質問の要旨】

②教職員の精神的な負担を軽減できる新たな学級運営方法として小学校の教科担任制や学年担任制などの取組が進められていると聞く。福知山市として教員の担任業務に対する工夫は進められているのか。

(答弁)

- ・教科担任制は、特定の教科の教材研究に専念できるほか、学級担任以外の学級においても授業に対する児童のさまざまな反応や、児童一人ひとりの理解度を把握することで質の高い授業を展開できるとされる。
- ・本市においても、小学校で担任以外が授業を教える教科担任制を積極的に取り入れており、例えば、小学校3年生から6年生の英語の授業は全て、英語専科教員が授業を行っている。
- ・また、複数の学校では、理科の授業を専科教員が受け持っている。
- ・さらに、小中一貫教育校では、複数の教科で中学校の専科教員が小学校の授業を担当したり、小中一貫教育校以外の小学校では、中学校に配置された小中連携加配教員が専科教員となり、算数等の授業を行ったりしている。
- ・そのほか、小学校の中には、例えば1組の学級担任が1組・2組の音楽を持ち、2組の学級担任が1組・2組の体育を持つ交換授業という形で教科担任制を実施している学校もある。
- ・今後も、学校内での工夫や府教育委員会の教員配置などにより、教科担任制の充実を図っていきたい。
- ・一方、学年担任制は、チーム担任制とも呼ばれ、例えば一つの学年を複数の教員が学級担任を固定させずに受け持つことで、個別最適な学びを進めるとともに、いじめや不登校の早期発見や教員の精神的な負担を軽減させ、働き方の改善につなげることができる新たな学校運営手法とされる。
- ・複数教員による学年、チーム担任制による先進事例は把握しており、本市においても研究を進めたい。

12月13日(水)

藤本喜章 議員

【質問事項】

SDGsに呼応した公民連携の取組について

【質問の要旨】

①公民連携「学校給食の共創プロジェクト」により、人と環境に優しい環境配慮型学校給食食器の製品化を実現された。パナソニックグループとのSDGsの取組推進など、連携協定締結に至った経緯と協定内容、協定期間は。

(答弁)

- ・平成25年度から使用していた石油由来の学校給食食器が更新時期を迎える中、SDGsに取り組んでいる本市では、パナソニックグループが環境省から依頼・委託

を受けて取り組まれていた環境負荷の少ない植物繊維による研究開発、とりわけ高濃度のセルロースファイバー複合材料による製品化に注目していた。

・その最先端の取り組みと高い技術力を持つパナソニックグループに、本市独自の植物由来の給食食器づくりを依頼したところ、地元産の間伐材を利用した環境配慮型の学校給食食器の製品化と環境教育を共同で取り組むことなど合意に至り、公民連携協定を令和4年6月6日に締結した。

・協定の主な内容の一つ目は、児童生徒が安心して使用できるよう本市とパナソニックグループが共同で、安全性と機能性に配慮した食器となるよう地元産の木材を活用した環境配慮型の学校給食食器の製品化と使用実証について取り組むことである。

・二つ目は、双方同意のもと、共同で環境負荷を低減した社会への実現に向けて、学校給食食器以外の分野への展開に取り組むことなどである。

・なお、協定期間は、令和6年3月31日までとなっている。

【2回目以降】

【質問の要旨】

①公民連携のもと「人と環境に優しい環境配慮型学校給食食器」を製品化するにあたってどのような工夫や調査研究、連携がされたのか。また、給食食器はどのような特徴の製品になったのか。

(答弁)

・食器を製品化するにあたっては、共同で、学校での実際の使用状況を視察し、学校現場の声も取り入れ、児童生徒が安心安全で使いやすい食器になるよう何度も検証協議を重ねた。

・また、試作品で洗浄・消毒や、形、色、重さなどの検証を繰り返し行った。

・その結果、食器の形状は、これまでの食器と同じ形、同じサイズとなり、給食食器を入れるかごなど従来のものを継続して使用することが可能になったので、児童生徒の持ち運びや食器の返却方法など変更することなく対応できている。

・製品化した食器の特徴は、本市ヒノキの間伐材を使用して、植物繊維を55%の高濃度で樹脂に混ぜ込んだ素材となっており、リサイクルが可能な「人と環境に優しい」環境配慮型の食器となっている。

【質問の要旨】

②環境配慮型ということで各校での環境教育にどのようにこれまで取り組んできたのか。

(答弁)

・新しい食器導入までに市立小中学校すべての児童生徒を対象として、発達段階に応じた本市独自の環境教育を実施した。

・内容は、身の回りの環境問題の中から森林環境問題に着目し、二酸化炭素の削減に伴う地球温暖化の防止や土砂災害の防止、水源の涵養につながる間伐をはじめとする森林整備の必要性を理解するとともに、地元の間伐材を利用した全国初の環境配慮型給食食器の導入の意義について知り、SDGsの視点でこれからの自分ができることなどについて考える学習を行った。

・市で統一した学習となるよう、教育委員会が学習の流れや教材などをパナソニックグループに資料提供いただきながら作成し、各小中学校に提供した。

・導入セレモニーの会場となった学校では、環境教育の授業に開発担当者をゲストティーチャーとして招き、食器の製造工程について説明していただいた。

・また、教育委員会では、すべての小学5年生を対象に、門真市にあるパナソニックの工場見学を実施した。

・児童は、給食食器の製造工程を見学する中で、SDGsの視点やモノづくりの視点で学習した。

【質問の要旨】

③新しい「人と環境に優しい食器」になり、環境教育を受け、児童生徒がどのような反応や感想をもっているのか。

(答弁)

- ・環境教育の授業を終えての感想は、小学校では、「間伐は二酸化炭素を減らしたり、土砂崩れを予防したりすることを学んだ。」「森林環境の大切さや木材の命のありがたさを感じながら、食器を大切に使って給食を食べたい。」などがあった。
- ・また、中学校では「食材だけでなく、食器なども地元のものを使うことで、自分たち若い人の意識が福知山市に向き、『戻ってきたくなる街』となり、将来的に産業の発展にもつながりそうで良いことだと思った。」などといった感想が聞かれた。
- ・食器が新しいものになったことについての感想としては、「木目が見えて、木ならではのあたたかみを感じられる」や「軽くて使いやすい」など、ほとんどの児童生徒が好印象であったと聞いている。
- ・また、「福知山市が全国で最初にこの取組を始めたというのは、すごく誇れるところだと思った。」「自分自身ができることを少しずつみんながやっていけば地球温暖化なども止められると思った。」というSDGsを意識した声も多く聞かれた。

【質問の要旨】

④この取組の成果と課題は。

(答弁)

- ・成果としては、給食食器に地元産の間伐材が活用されていることで環境負荷低減につながるとともに、児童生徒の環境問題への理解、地域資源の魅力の再発見や郷土愛・シビックプライドの醸成が図られることである。
- ・全国初のこの取組は、「大阪・関西万博の共創チャレンジ」として登録されており、万博を通じて、この取組を国内外に発信するとともに、様々な事業者との交流を図っていききたい。
- ・今後は、協定にもあるように、児童生徒への環境教育を継続して行うことに加えて、広く市民へ周知していくことが必要であると考えている。

【質問の要旨】

⑤高い技術力を持った民間企業とのコラボレーションは、本市のSDGsの取組推進や地域課題の解決のためにも効果は大きいと考える。行政改革大綱にも「企業等との連携協定の促進」を取組項目の一つとされている。そのためにも、本市との連携した事業実施に実績のあるパナソニックグループとの令和6年度以降の連携協定の継続は重要であると思うがその考えを聞く。

(答弁)

- ・企業等との連携協定は、SDGsの取組推進や地域課題の解決のために効果は大きいと考える。
- ・今後は、環境教育等に加え、例えば新たな特産品の商品化など学校給食食器以外の分野へ展開することも含め、資源循環型社会と環境負荷の低減の実現に向け、高い技術力を持つパナソニックグループとの連携協定を引き続き締結する方向で進めていきたい。

12月14日(木)

足立治之 議員

【質問事項】

福知山市随意契約ガイドラインから見た本市の現状とチェック機能について

【質問の要旨】

①地方自治法にある随意契約についての本市の考え方は

(答弁)

- ・地方自治法第234条において、契約は、一般競争入札が原則であり、例外的契約方法として、指名競争入札と随意契約ができるとの規定がある。
- ・特に随意契約は経済性よりも優先すべき客観的な事情がある場合で、競争入札の方がかえって不利な場合に限定して採用できるものであり、その採用の適否については厳正な運用が必要であると考えている。

【質問の要旨】

①福知山市随意契約ガイドラインを導入した理由をお教え下さい

(答弁)

- ・随意契約については地方自治法施行令や財務規則及び例規通達において、一定整理されているが、具体的な事例が示されていないため、随意契約によるべきかどうかは個別の事例ごとに判断しなければならないことから、判断基準として福知山市随意契約ガイドラインを定めた。

【質問の要旨】

②私は、決定までのプロセスに不透明な点がある事業がある。具体例をあげますと、教育委員会生涯学習課所管の「はばたけ世界へ 中学生短期留学事業」です。

この事業は是非とも本市として継続をして頂きたいと切に願うものでありますが、昨年は長崎やまたカナダへの留学のための下見、そして本年はカナダへの短期留学など実施されていますが、いずれもA社との随意契約となっています。

それは正当な競争となっていないのではないかと、キャリアとして比較するならば他の航空会社と比較をし、また旅行会社として考えるのであれば、この取り扱い実績から考えられるA社以上の取り扱い高を持つ会社と競合させることが重要ではありませんか。この点についてのお考えは。

(答弁)

- ・随意契約ができる場合は、「契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」である。
- ・また、本市におけるその基準は、「契約の目的が代替性のないものであるとき」と定めている。
- ・さらに「契約の性質又は目的により相手が特定される時」は、「一人からの見積もりによることができる」としている。
- ・「はばたけ世界へ 中学生短期留学事業」は、本市中学生に、広い視野と国際感覚を持ち、新たな価値観や多様性を受け入れ、未来を切り拓く力を醸成することを目的とした事業である。
- ・この事業は、本市初めての取組みとなる短期留学事業であり、その実現に向け、中学2年生が保護者から離れ、海外に渡航することとなることからできる限りの安心安全を確保することを最優先とした。
- ・さらに安全確保のために渡航中の事故・トラブル、災害発生、急病、テロなど様々な異常事態が発生したときにどのようなサポート体制がとれるか、また、現地スタッフの体制、治安、医療、代替移動手段などを把握する必要があった。
- ・随意契約における事業者の選定にあたり、特に重要視した主な点の一つ目は、急なスケジュール変更や体調の急変、コロナ対応などの異常事態の発生時にいち早く情報が入手でき、さらに現地におけるフライト変更など迅速・柔軟な対応ができることである。
- ・二つ目は、包括的な留学事業実施として事前研修、海外支店サービス、国際・国内線の運航ネットワーク、空港運用ができ、中学生にとって不慣れな海外渡航や長時間のフライトにも安心の日本語サービス対応などが可能な事業者であることである。
- ・以上の要素を満たす事業者は、日系フルサービス航空会社以外になく、他に代替性がないと判断し、随意契約としたものがある。
- ・日系フルサービス航空会社の中で当該事業者のみに見積もりを依頼した理由とし

ては、次のとおりである。

- ・本事業の実現にあたっては、本市ならではのオリジナリティを有する留学プログラムを策定する必要があった。
- ・こうした目的を達成するためには、日系フルサービス航空会社の各種関連企業が有する知見やノウハウ等、高度かつ多分野にまたがる専門知識の活用が必要不可欠であった。
- ・そこで、令和3年4月より締結した「地域活性化のための連携協定」により本市に着任した地域戦略マネージャーを通して、当該目的を達成するための専門知識の提供を容易に受けることができる環境のもと、本プログラムの具体的な方向性や内容の策定を押し進めていったものである。
- ・こうした経緯に基づき策定された本プログラムの内容は、当該日系フルサービス航空会社グループが有するノウハウが織り込まれた独自のものとなっている。
- ・そのため、本市が策定したプログラムの理念・目的を十全に達成することのできる委託先としては、本市が持ち合わせていない専門知識の提供元である当該日系フルサービス航空会社が最も適切であり、以上の理由により、他社と競合させるものではない。

【質問の要旨】

③A社とは職員を派遣する個別の連携協定があると聞きます。本市に出向している社員さんの給料は本市丸抱えで、さらに語学研修旅行の他者からの見積もりもとらないのは、明白に本市の随意契約ガイドラインに抵触すると考えますがいかがですか。

(答弁)

- ・先ほどもお答えしたとおり、今回の契約は、「契約の性質又は目的により相手特定されるとき」であり、福知山市財務規則第136条第2項により「1人からの見積もりによることができる」もので、他者からの見積もりを徴収していないものである。
- ・繰り返しになるが、日系フルサービス航空会社の中で当該事業者のみに見積もりを依頼した理由としては、次のとおりである。
- ・本事業の実現にあたっては、本市ならではのオリジナリティを有する留学プログラムを策定する必要があった。
- ・さらに安全確保のために渡航中の事故・トラブル、災害発生、急病、テロなど様々な異常事態が発生したときにどのようなサポート体制がとれるか、また、現地スタッフの体制、治安、医療、代替移動手段などを把握する必要があった。
- ・こうした目的を達成するためには、日系フルサービス航空会社の各種関連企業が有する知見やノウハウ等、(高度かつ多分野にまたがる)専門知識の活用が必要不可欠であった。
- ・そこで、令和3年4月より締結した「地域活性化のための連携協定」により本市に着任した地域戦略マネージャーを通して、当該目的を達成するための専門知識の提供を容易に受けることができる環境のもと、本プログラムの具体的な方向性や内容の策定を押し進めていったものである。
- ・こうした経緯に基づき策定された本プログラムの内容は、当該日系フルサービス航空会社グループが有するノウハウが織り込まれた独自のものとなっている。
- ・そのため、本市が策定したプログラムの理念・目的を十全に達成することのできる委託先としては、本市が持ち合わせていない専門知識の提供元である当該日系フルサービス航空会社が最も適切であり、以上の理由により、同社への見積りを経て、業務委託契約を締結したものである。

【質問の要旨】

④A社との連携協定はお読みになりましたか。その内容は今回の随意契約と関連が

ありますか。

(答弁)

・先ほども答弁したように、当該事業者と本市は、令和3年4月1日付で「地域活性化のための連携協定」を締結しており、その内容は承知しているが、本事業は、連携協定を基に随意契約をしたものではない。

【質問の要旨】

⑤A社に決定した根本的な理由とは何なのでしょうか。オンサイトPPAやパナソニックが間伐材の切れ端を利用して作った食器などは、この会社しかできないという意味で、随意契約となることも仕方ありませんが、今回はどの部分に随意契約でないといけない理由があるのでしょうか。

(答弁)

・先ほどもお答えしたが、随意契約とした理由は、迅速・柔軟な対応ができ、多種多様な事業展開を行っている日系フルサービス航空会社が適切と判断したからである。
・また、一社見積もりとした理由は、本プログラムの内容は、当該日系フルサービス航空会社グループが有するノウハウが織り込まれた独自のものとなっているからである。
・以上の点を踏まえ、すべてにおいて本市の事業目的と合致していたことから他に代替性がないと判断し、当該事業者と随意契約としたところである。

【質問の要旨】

⑥契約を所管する財務部局にお尋ねします。随意契約についての考え方をお聞きした際、各所管において判断しており、その判断を優先しているとのことでした。私たち国民市民の税金を比較検討のない、このような税金の使い方では良い筈はありません。見解をお聞かせください。各所管の判断に任せているのならば、チェック機能を果たせていないのではないのでしょうか。

(答弁)

・これまでから、契約事務をはじめ各種事務の処理に関して、法律や各種条例、規則等に基づき厳正に処理しているところであり、各所管等で締結する随意契約案件について、各所管の判断だけではなく、契約監理課で内容を確認し審査を行っている。
・随意契約の審査にあたっては、福知山市ガイドラインのどの条項に合致するののかという観点から各事案ごとに審査を行ない、競争性・公平性・透明性を基本に厳正に運用を行うこととしている。
・本案件については、所管課の説明のとおり、「契約の性質又は目的により相手方が特定できる」ため、1人からの見積もりによる随意契約によるものとしたものである。
・随意契約は、信用、技術、経験等相手方の能力を熟知した上で選定でき、履行の可能性が高い有利な契約である反面、不利な価格で契約に至る恐れもあることから、今後も、随意契約ガイドラインに基づいて適正に処理していきたい。

次に、市議会第5回定例会の一般質問が今月12日から14日にかけての3日間行われましたので、教育委員会としての答弁内容について概略を報告させていただきます。

教育委員会への質問につきましては、3人の議員から4項目ございました。

12月12日には、小瀧議員より、2項目の御質問がありました。

1点目は、「不登校児童生徒対応にかかる連携と相談窓口について」でした。これは、今年度よりスタートしております「福知山市型多様な学びアクションプラン」に関することであり、主に教育委員会が所管するけやき広場と子ども政策室が所管するSIROらぼについてと相談窓口の体制等についての御質問でした。現在の利用状況や利用する手順、相談窓口で受けた内容をどのように共有しているか等について、子ども政策室とともにお答えしました。

小瀧議員の2点目は、「学校の働き方改革について」でした。時間外勤務の状況やスクールサポーター等の配置状況、教職員の負担軽減への工夫等についての御質問でした。取組により、時間外勤務は減少傾向にあること、市や府による学校現場の支援を行う様々な職員の配置についてお答えしました。また、教科担任制をどのような形で実施しているか等についてお答えしました。

次に、12月13日には、藤本議員より「SDGsに呼応した公民連携の取組について」の御質問がありました。これは、9月より導入しております「環境配慮型学校給食食器」に関してで、製品化へのスタートである、公民連携「学校給食の共創プロジェクト」について、導入にあたって実施した環境教育の内容や児童生徒の感想、取組の成果や課題等についての御質問でした。連携協定締結に至った経緯や協定内容と期間、環境教育については、発達段階に応じた本市独自の内容で実施したことや小学5年生が門真にあるパナソニックの工場見学を行ったこと、児童生徒には好印象に受け止められているとともに、SDGsを意識した声も多く聞かれた点についてお答えしました。また成果として、環境問題への理解が進み、シビックプライドの醸成につながっていること、今後は広く市民への周知を図っていくことをお答えしました。なお、最後の御質問については、産業政策部にてお答えしています。

次に12月14日には、足立治之議員より「福知山市随意契約ガイドラインから見た本市の現状とチェック機能について」の御質問がありました。

これは、「はばたけ世界へ 中学生短期留学事業」を1者への随意契約により実施したことに関して、その妥当性や本市の随意契約ガイドラインとの関係等についてでした。「はばたけ世界へ、中学生短期留学事業」の目的を達成するため、安心安全の確保を最優先する必要性、包括的な留学事業として対応可能な事業者であること等により、日系フルサービス航空会社の各種関連企業が有する知見やノウハウ等、高度かつ多分野にまたがる専門知識の活用が必要不可欠であったことから随意契約としたことをお答えしました。

また、令和3年に「地域活性化のための連携協定」により本市に着任した地域戦略マネージャーを通して、目的を達成するための専門知識の提供を容易に受けることのできる環境で、本プログラムの具体的な方向性や内容の策定を推し進めることができること等から、当該日系フルサービス航空会社が最も適切であり、1者の随意契約に至ったことをお答えしました。従って、随意契約ガイドラインに抵触するものではない点についてもお答えしました。なお、随意契約についての本市の考え方や随意契約ガイドラインの導入理由等については、財務部がお答えしています。

(3) 第11回「小論文グランプリ」入賞者

ア 個人作品の部

A分野（国語、社会、数学、理科、外国語）

入 選：前田桜子さん（南陵中2年）「三」

B分野（音楽、美術、保健体育、技術・家庭）

優秀賞：田中一伽さん（桃映中3年）「脂質は影の立役者」

C分野（道徳、特別活動、総合的な学習の時間）

優秀賞：居相咲希さん

（夜久野中2年）「“こころ”への考え方からつながるもの」

入 選：西田翔子さん（川口中3年）「なぜ『演劇』をするのか」

イ 文集作品の部（5点以上20点以下の作品を綴じて応募）

優秀賞：大江中

ウ 表彰式 令和5年12月10日（日）京都府総合教育センター

次に、第11回「小論文グランプリ」について報告させていただきます。

今年も良い結果を収めており、昨年同様3つの分野で4名が入賞しております。また、文集作品の部では大江中学校が優秀賞に選出されており、学校の取組が高く評価されております。

- (4) 令和5年度全国中学生人権作文コンテスト京都大会
ア 京都新聞賞 松本宗哉さん(夜久野中2年)「今の僕」
イ 表彰式 令和5年12月16日(土)京都地方法務局

次に、「令和5年度全国中学生人権作文コンテスト京都大会」の結果をお知らせします。夜久野中学校2年生の松本さんが、優秀賞16編の中に選ばれ、京都新聞賞を受賞しました。

- (5) 令和5年度家族ふれあい大賞 第27回「明るい家庭づくり(家庭の日) 絵画展」
ア 佳作 末次彩夏さん(雀部小5年)「弟と見る花火は美しい」

次に、「令和5年度家族ふれあい大賞 第27回「明るい家庭づくり(家庭の日) 絵画展」の結果をお知らせします。雀部小学校5年生の末次さんが佳作に入選しております。私からの報告は以上です。何か御質問ございませんでしょうか。

和田委員 小瀧議員さんの御質問にあるS I R Oらぼのトークセッションに私も参加させていただいたのですが、その時に少し気になったことがありました。
児童生徒がS I R Oらぼへ行かれたことに対して、学校長の判断により、出席扱いにする学校もあれば、出席扱いにしない学校もあるという発言があったのですが、現にそのような状況なのでしょうか。

八瀬次長兼学校教育課長

その場で先ほど委員さんがおっしゃられたような発言を誰がしたのか私の方で把握しておりませんが、S I R Oらぼに行くことを出席扱いにするかしないかの判断はまだできていない状況です。
S I R Oらぼでの子どもたちの様子が、まだしっかりと学校に伝わっていない状況ですので、これからの連携によって子どもたちが何をして過ごしているのか学校に伝わるようになれば、学校長も判断ができるようになるかと思えます。S I R Oらぼに限らず、フリースクールのような民間施設に通う場合もありますので、出欠の対応については、これからの議論が必要になってくると思えます。
現状では、出席扱いにできるのは、けやき広場のみとなっております。

和田委員 わかりました。

廣田教育長 ほかに御質問はありませんか。

全委員 特になし。

廣田教育長 本日は決議事項がありませんので、報告・説明事項1の教育長決裁による後援承認事項について説明をお願いします。

4 報告・説明事項

(1) 教育長決裁による後援承認事項について

小笠原教育総務課長補佐兼企画管理係長 ～資料に基づき報告～

- No.4 5 池坊福知山支部いけばな池坊展
- No.4 6 第20回記念京都府北部タグラグビー交流会
- No.4 7 第23回大江山鬼っ子マラソン大会
- No.4 8 第53回京都新聞「お話を絵にする」コンクール作品展
- No.4 9 第30回文協フェスティバル

廣田教育長 後援承認について御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員 特になし。

廣田教育長 次に、報告・説明事項2の「災害時等における被災児童及び生徒に対する学用品等支給要領の一部改正について」説明をお願いします。

(2) 災害時等における被災児童及び生徒に対する学用品等支給要領の一部改正について 八瀬次長兼学校教育課長 ～資料に基づき説明～

「災害時等における被災児童及び生徒に対する学用品等支給要領の一部改正について」説明をさせていただきます。

会議案の25ページと26ページに改正後の要領を掲載しております。

27ページと28ページに新旧対照表を載せておりますので、御覧ください。

この要領は御存知のとおり、災害等によって被災した児童生徒の学用品や図書等の破損によって、適切な学びの継続ができないという場合に、その物品や経費を支給するものです。

今回の改正点は、大きく分けて3点あります。

まず、第2条に支給対象者を記載しておりますが、これまで災害の定義を「台風、地震及び火災等」としておりましたが、近年は台風に限らず夏場の集中豪雨、ゲリラ豪雨なども多数認められておりますので、台風のみではなく大雨という文言も加えたところです。また、火災につきましては、これまで災害の中に加えておりましたが、自然災害に留まらず、失火や隣家、階層階下の火災もございますので、自然災害に限らず被災した者を対象とすることを明確にいたしました。

次に第4条の支給限度額ですが、旧では小学校児童が4,100円、中学校生徒が4,400円となっております。この金額は、国の災害救助法に基づいて算定しておりましたが、災害救助法の基準が物価上昇などの影響によって年々上昇しておりますので、その都度改正するのではなく、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に合わせるという文言に改正しております。

3点目は、支給できる学用品として、これまでは1号に文房具としておりましたが、教科用図書が被害に遭うという場合もありますし、これまでから実費又は現物での支給をしておりましたので、1号に教科用図書を明記させていただきました。それに伴いまして、号ズレが生じ対象品目が3つから4つに増えております。それから、旧ではその他学用品にピアノとありましたが、これは商品名ですので、鍵盤ハーモニカという楽器の名称に変更いたしました。また、適用除外といたしまして、「支給する学用品等に関し、他に特別の定めのあるもの」即ち災害救助法の

対象になるものについては、二重の支給とならないよう市の要領では対象外とする文言を加えております。

これらの点を改正いたしまして、児童生徒への適切な支援につなげていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

廣田教育長 何か御質問ございませんでしょうか。

和田委員 これは、福祉と組み合わせて実施するような事業でしょうか。例えば、火災によって日用品が焼けたというような場合には、福祉的な支援が必要となると思いますが、教育委員会が行う学用品に関する支援と福祉の支援を組み合わせれば、災害を一時的にでも凌げるような仕組みになっているのでしょうか。

八瀬次長兼学校教育課長

自宅等が災害に遭ったという場合に、福祉サイドからの支援もございますが、今回の支給要領は、あくまでも学校生活に関わる部分での支援となっております。学用品として通学用の靴なども対象となっておりますので、生活するためのものと学校生活に関わるものという住み分けはありますが、その両面で支援はできると思っております。

和田委員 よくわかりました。
支給の方法については、物品支給になるのでしょうか。それとも買ったものの代金を現金支給することになるのでしょうか。

八瀬次長兼学校教育課長

基本的には、現金支給になりますが、教科用図書については、現物支給となります。

廣田教育長 ほかに御質問ございませんでしょうか。

塩見委員 2つ教えてください。

1点目は、附則に「この要領は、令和5年12月7日から施行する」とありますが、施行日を12月7日としている理由を教えてください。

2点目ですが、旧の第2条の支給対象に大雨がなかったため、新で加えたというのはよくわかりました。旧で「火災等」とあった「等」の中に、先ほど説明された失火や隣家の延焼、類焼も含まれると思いますが、新で敢えて括弧書きを付け加えた理由を教えてください。

八瀬次長兼学校教育課長

1点目についてですが、今年度台風によって大江地域を中心に被災がありまして、基本的には災害救助法の対象となっておりますので、市の要領に沿っての支給はございませんでした。その際に、要領を見直しましたところ明確でない部分がありましたので、改正をさせていただきました。施行の日付につきましては、決裁の完了した日付をもって施行の日とさせていただきます。

2点目については、これまで隣家の火災等によって災害が生じたという例がありませんでしたので、それによって支給をしたという実績もなか

ったのですが、もしそういったことが生じた場合に支給の対象にならないのではないかと考え、今回の改正に併せて付け加えました。

廣田教育長 ほかには御質問ございませんでしょうか。

全委員 特になし。

廣田教育長 次に、報告・説明事項3の「令和6年福知山市二十歳を祝う会について」説明をお願いします。

(3) 令和6年福知山市二十歳を祝う会について

岸見生涯学習課長兼中央公民館長 ～資料に基づき説明～

会議案29ページの式次第を御覧ください。

まず日時と場所です。日時は、令和6年1月7日(日)の午後2時開式です。会場は、三段池公園総合体育館メインアリーナで昨年同様行います。次ページのオープニングですが、昨年もさせていただいて大変好評でありました「福知山市内5高等学校吹奏楽部等による演奏映像放映」をいたします。5高等学校となっております、この中に大江高校は加わっておりません。大江高校の先生と電話でやり取りをしましたところ、部員数が少なくこういった華々しい演奏の場に参加するのは難しいため、来年度以降に態勢を整えばまたお声がけいただきたいとのことでした。そのため、今回は5校の演奏ということになりまして、協力団体の欄に5校の名前を載せております。

舞台転換がない分、1校だけではなく5校の卒業生や二十歳になられた方に母校を懐かしんでいただくことができたことが、昨年も好評だったところでもあります。

次に式典です。1市歌斉唱、2市民憲章朗読を2名、3式辞を福知山市長大橋一夫から述べます。4祝辞といたしまして、京都府知事、衆議院議員、福知山市議会議長の3名からいただきます。5番目に二十歳の主張といたしまして2名から主張します。最後に教育長が閉式の挨拶をいたしまして、1時間弱で終了させていただきたいと思っております。

また、昨年同様にお祝いメッセージ集ということで、恩師の皆さまからの激励や心の籠ったメッセージを見られるようにしています。

ほかにも資料として「協賛店舗一覧令和6年福知山市二十歳(はたち)を祝う会」をお配りしております。昨年は70店舗に御協力いただきましたが、今年も71店舗もの協力を得て、特典や割引などのクーポンを使っただけのようにしております。昨年は使用期間が短く、使用が難しかったとお声をいただいておりますので、今年度は、12月22日から1月12日までの年末年始を含めた期間に使用できるようにしております。それに加えて、ふるさと福知山市を再認識していただくことを目的に、福知山城、佐藤太清記念美術館、福知山鉄道館フレールの3施設でも使用できるようにしており、昨年よりもパワーアップした形です。

説明は以上でございます。

廣田教育長 何か御質問ございませんでしょうか。

全委員 特になし。

廣田教育長 次に、報告・説明事項4の「令和6年度 福知山市立幼稚園・認定こども園（教育認定枠）の募集結果について」説明をお願いします。

(4) 令和6年度 福知山市立幼稚園・認定こども園（教育認定枠）の募集結果について
足立福祉保健部子ども政策室担当次長 ～資料に基づき説明～

資料は、会議案の33ページを御覧ください。

「令和6年度 福知山市立幼稚園・認定こども園（教育認定枠）の募集結果について」説明をさせていただきます。

令和6年度入園に係る募集は、令和5年11月1日（水）から11月10日（金）まで実施いたしました。その結果につきましては、各幼稚園、各認定こども園の全園で全学年において、申込者数が募集人数に達しなかったため、抽選を実施することはありませんでした。表を御覧いただきますと、福知山幼稚園は募集人数46人に対して応募者19人、昭和幼稚園は募集人数51人に対して応募者26人、成仁幼稚園は募集人数46人に対して応募者20人という結果でございます。昨年度と比較して、今年度は全体的に3歳児の申し込みが減少いたしました。成仁幼稚園では、昨年3歳児で33人の申し込みがあり、抽選会を実施いたしましたが、今年度は応募者18人となり、15人減となりました。福知山幼稚園でも昨年より7人減少いたしました。一方、昭和幼稚園では全体で昨年より6人の増加となっております。その後、辞退が数名あったものの、次年度への進級児も含めると昨年度と比べると大きな変化はないような状況でございます。

続きまして、34ページを御覧ください。

三和こども園、夜久野こども園、げん鬼こども園の教育認定枠への応募についてです。三和こども園では募集3年目、夜久野こども園とげん鬼こども園では、募集2年目となりました。昨年度、夜久野こども園とげん鬼こども園では、それぞれ3歳児クラスで1人ずつの応募がありましたが、2人とも今年2号認定に変更になっておりまして、今年度はいずれのクラスにも応募がない状況になっております。

35ページと36ページは、過去との比較のための資料となっておりますので、また御覧ください。

簡単ですが、説明は以上です。

廣田教育長 何か御質問ございませんでしょうか。

和田委員 応募人数が少ない理由の1つには、少子化があると思いますが、担当課としてほかにどのようなことがあると考えられますか。

足立福祉保健部子ども政策室担当次長

申込者の減少理由は、3つあると思います。

1点目は、私立幼稚園や民間の認定こども園との併願もあって、幼稚園を希望される方の選択肢として民間施設で増えたということが考えられます。実際に民間こども園の応募が増えているとも聞いております。これについては、幼稚園であればお弁当を持参しなければならないのですが、こども園では給食の提供がありますので、給食の有無が園を選択される理由の1つになっていると思います。

2点目は、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始され、3

歳児以上の保育料が全員無料になったことで、それまでだったら幼稚園は預かり時間が短かった分保育料が安かったため、幼稚園を選択される方もありましたが、幼稚園と保育園のどちらも無料になったことで、預かり時間の長い保育園を選択しようという方が増えたのだらうと思います。

3点目は、先ほど委員さんがおっしゃったように人口そのものが減少しています。具体的に申しあげると令和2年度に658人だったものが、令和3年度には684人に少し増えたのですが、令和4年度には617人と大きく減少しております。今年度は632人と少し増えましたが、令和3年度と比べるとマイナス52人となっており、そういった人口推移も要因としてあると思います。

廣田教育長 ほかに御質問ございませんでしょうか。

全委員 特になし。

5 閉会

廣田教育長が閉会を宣言。